

第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田

第1章 計画の方針

「みんなで助け合う減災のまち千代田」をスローガンに、各防災機関が計画を習熟するとともに、定期的に修正をし、いつでも災害対応できるよう準備する。

第1節 計画の目的及び前提（全機関）

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき区防災会議が作成する計画であって、区の地域における震災及び風水害等の災害に関し、防災関係機関の全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の対策を総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の前提

- (1) この計画は、平成18年3月に公布施行された「千代田区災害対策基本条例」、特に同条例で新たに示された千代田区独自の理念である「協助」や、同条例に基づく「千代田区災害対策事業計画」、特に同計画で新たに示された減災のための施策目標を基本の方針とし、千代田区の地域特性を反映した計画とする。（千代田区災害対策基本条例→例規・協定集 1 災害対策基本条例）
- (2) この計画は、第1部第2章に掲げる震災及び風水害の「被害想定」、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震から得た教訓をはじめ、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う区民や区議会、事業所等からの提言等を反映した実効性の高い計画とする。また、あわせて、火災や爆発等の大規模災害にも対処する。
- (3) この計画での被害想定については、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月18日付東京都防災会議公表）及び「東京都の液状化予測図」（平成25年3月27日付東京都土木技術支援・人材育成センター公表）を基準としている。

第2節 計画の構成（全機関）

この計画には、区及び防災機関が行うべき防災対策を予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

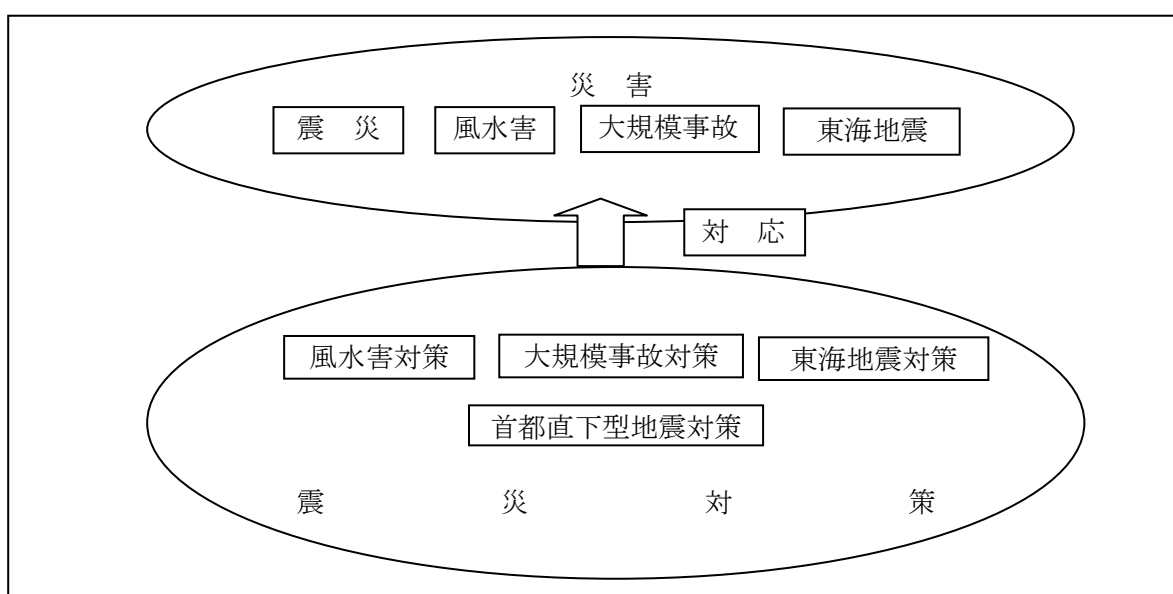
構 成	主 な 内 容
第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田	震災及び風水害の被害想定、減災のための施策目標、区及び防災機関の役割 等
第2部 震災予防計画	区及び防災機関等が行う震災予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等

構 成	主 な 内 容
第3部 震災応急・復旧対策計画	地震発生後に区及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第4部 風水害予防計画	区及び防災機関等が行う風水害予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等
第5部 風水害応急・復旧対策計画	風水害発生後に区及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第6部 大規模事故等対策計画	火災や爆発等の大規模事故の予防対策、応急・復旧対策について、区及び防災機関等が行う措置 等
第7部 災害復興計画	被災者の生活再建（生活復興）や都市復興を図るための対策
第8部 東海地震災害事前対策	災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制 等

第3節 計画の習熟（全機関）

- (1) 各防災機関は、本計画を遂行するにあたり、平素から危機管理や震災及び風水害等の防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、震災を始めとする大規模な災害等への対応能力を高めるものとする。
- (2) 各防災機関は、本計画を遂行するにあたり、震災、風水害、大規模事故、東海地震等の各種災害に対して、震災対策を基本としながら、各種災害対策を総合的に活用することを以って対応する。（下記概念図参照）

概念図



第4節 計画の修正（全機関）

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要があると認めるときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係ある事項について、毎年区防災会議が指定する期日までに計画修正案を区防災会議に提出するものである。

第5節 他の法令に基づく計画との関係（全機関）

この計画は、区の地域に係る震災及び風水害等の災害に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第42条の規定により東京都地域防災計画等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

ただし、地域特性を踏まえた独自の対策を立てる場合には、防災会議において検討するものとする。

第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田
第1章 計画の方針

第2章 千代田区の被害想定

区の地域特性や危険度を理解するとともに、被害想定に基づき、対策を推進する。

第1節 千代田区の概況（防災・危機管理課、区民生活部、まちづくり推進部）

1 地勢の概況（地盤高図→資料編 資料第1）

千代田区は、東京都の東部に位置し、東は中央区、台東区、西は新宿区、南は港区、北は文京区に接している。また、区の中央部に皇居を有し、南部の永田町、霞が関地域は国会議事堂をはじめとする政治、経済の中心を占め、東部は、東京駅を中心に日本の産業の中核機能をもつ丸の内、大手町地区のビル街である。

地形は、山の手台地と神田川に沿った低地とに大別される。

山の手台地の地質は、表面は関東ローム層でおおわれ低地は沖積層によって成り立っている。

(1) 関東ローム層

関東ローム層は、いわゆる赤土と呼ばれ、地質学的には、古期から新期へ、多摩ローム、下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームの各層に区分されている。

(2) 沖積層

都内の沖積層は、下町低地地下に分布する軟弱粘土層（有楽町層）と山の手台地河谷低地に分布する沖積層、多摩川流域の低地に分布する砂礫層と台地面を被って分布する黒色腐植土層（黒土）に大別される。また、低地の埋立造成地などに分布する埋土や盛土も、広義の沖積層に属する。

(3) 液状化

地下水位の高い地質地盤のところでは液状化現象が起こりやすいといわれているが、千代田区においては、一部には砂層の地盤が分布しているが、その可能性は少ないと予想されている。

また、東京都は、「東京都の液状化予測図」（平成25年3月27日付東京都土木技術支援・人材育成センター公表）を公表している。

(4) 区内の河川

区内の河川は、神田川と日本橋川があり、神田川は、井の頭池を水源として、杉並、中野、新宿、文京各区を経て飯田橋からお茶の水、秋葉原を経て隅田川に注いでいる。

また、日本橋川は、小石川橋の下流で神田川から分派し、大手町、日本橋を経て隅田川に注いでいる。

2 面積・人口等

千代田区の面積は、11.64 平方キロメートルで、平成 26 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口は、日本人住人 51,703 人外国人住民 2,457 人、世帯数 30,429 世帯である。

(1) 出張所別人口・世帯数等

(住民基本台帳：平成 26 年 1 月 1 日現在)

出張所名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口	
			男	女
麴町出張所	8,250	16,793	7,880	8,913
富士見出張所	5,716	10,499	5,075	5,424
神保町出張所	3,544	5,988	2,942	3,046
神田公園出張所	2,824	4,502	2,302	2,200
万世橋出張所	3,031	5,337	2,717	2,620
和泉橋出張所	5,521	8,584	4,660	3,924
合計	28,886	51,703	25,576	26,127
外国人住民	1,543	2,457	1,400	1,057

(2) 昼夜間人口

(平成 22 年国勢調査)

夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	比率 $\frac{B}{A}$	流入人口	流出人口	流入超過人口
41,778	853,382	20.43	821,518	9,914	811,604

※世帯数=20,768 世帯

※昼間人口には年齢不詳者は含まない。

(3) 道路 (公道)

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	総数	国道	都道	自動車専用道	区道	道路率
延長 (m)	176,142	11,329	24,918	9,958	129,937	} 24.0%
面積 (㎡)	2,792,285	428,196	826,255	234,063	1,303,771	

※ 総数及び道路率には自動車専用道は含まない。

(4) 公園面積

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	施設数	面積 (㎡)
総数	66	1,711,772
都市公園 (普通公園)	都立公園	1
	区立公園	22
国民公園その他都市公園に準ずるもの	5	1,429,703
区立児童遊園	25	7,016
区立広場	13	9,006

3 地震に関する地域危険度（地震に関する地域危険度→資料編 資料第2）

防災まちづくりの推進にあたっては、各地域の特性に応じた対策が必要である。東京都では東京都震災対策条例第12条に基づき地域の危険度を調査し、その結果を都民に公表する。

(1) 調査の目的

- ア 地震災害に強い都市づくりの指標とする。
- イ 地震対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- ウ 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

(2) 調査の経緯

第1回調査	昭和47～49年度	公表	50年11月
第2回調査	昭和56～57年度	公表	59年5月
第3回調査	平成元～3年度	公表	5年1月
第4回調査	平成6～9年度	公表	10年3月
第5回調査	平成11～14年度	公表	14年12月
第6回調査	平成17～19年度	公表	20年2月
第7回調査	平成21～25年度	公表	25年9月

(3) 調査の方法と内容

「地域危険度」とは、ある地域が地震に対して持っている危険性の度合いである。調査にあたっては、東京都地域を町丁目ごとに、1から5までの5段階で相対評価した。第7回調査より、「災害時活動困難度」を考量した総合危険度を公表している。

なお、今回の調査は、特定の地震を想定したものではない。

ア 建物倒壊危険度

地震の揺れで建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合を評価したもの。

この危険度は地盤の良し・悪しや建物の耐震性によって左右され、倒壊危険度の高い地域は、古い木造、古い軽量鉄骨造の多い地域や、谷底低地、沖積低地に多くなっている。

千代田区は危険度が低くランクされている。

イ 火災危険度

地震による出火の起こりやすさと、それによって建物がどれくらい燃え広がるかを計算し危険性を評価したもの。

出火の起こりやすさは、石油ストーブなどの火気器具と薬品、石油、ガソリンなど発火、引火のおそれのある危険物が置かれている条件から判断する。

建物の燃失の危険性は、出火した場合どのように燃え広がっていくかを予想し、6時間後に焼失する建物の棟数で評価している。

千代田区は概ね危険度が低くランクされている。

ウ 総合危険度

「建物倒壊危険度」「火災危険度」を合算し、総合危険度として一つの指標で分かりやすくし、地域の危険性を考える糸口として作成している。

千代田区の総合危険度は低くランクされている。

エ 災害時活動困難度（※第7回調査から新規項目）

地震により建物が倒壊したり、火災が発生したりした時には、危険地域からの避難や消火・救助活動のしやすさが、その後の被害の大きさに影響する。このような活動のしやすさを、地域の道路網の稠密さや幅員が広い道路の多さなど、道路基盤の整備状況から評価した指標が「災害時活動困難度」である。

従来の建物倒壊危険度・火災危険度・総合危険度を、新たに災害時活動困難度を考慮して測定し直すことにより、災害時の活動のしやすさを加味した地域の危険度を評価している。千代田区では、災害時活動度を考慮した「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「総合危険度」はいずれも低くランクされている。

第2節 被害想定（全機関）

1 地震被害想定

震災に対する計画作成のための被害想定は、次頁の表のとおりとする。

なお、震源の深さは約 20～35 km、区内の震度は 6 強（96.8%）・6 弱（3.2%）とする。

2 風水害被害想定

昭和 47 年、東京都防災会議風水害部会より報告のあった水害の種別被害想定をもとに、東京都が決定した「風水害に関する被害想定と救助目標」を基本とし、次のとおりとする。

種別	中小河川洪水（被害度 D、湛水深 0.5m 以内、湛水日数 1 日以内）	
規模	狩野川台風クラス（昭和 33 年 9 月、時間雨量 85 ミリ）	
地域	都全域	千代田区内
面積	51.14 km ²	0.58 km ²
人口	417,100 人	1,288 人
世帯	171,400 世帯	537 世帯
家屋	97,000 棟	316 棟

また、東京都区部では、予測し難い気象変化などに伴う集中豪雨により、河川は氾濫しなくとも低地や地下街が浸水する都市型水害が発生している。

この計画では、こうした都市型水害に備えるため、平成12年9月の東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量114mm）を想定し、神田川・日本橋川・隅田川の増水について、下水道管の排水能力や地形を考慮した浸水予想図（「千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」）と、荒川の下流域で堤防が決壊した場合を想定した浸水予想図（「千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）」）を被害想定とし、各機関が適切に対処することを目標とする。

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）→資料編 資料第3）

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）→資料編 資料第4）

第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田
第2章 千代田区の被害想定

想定項目		千代田区			東京都			
条件	規模	東京湾北部地震M7.3			東京湾北部地震M7.3			
	時期及び時刻	冬の朝5時	冬の昼12時	冬の夕18時	冬の朝5時	冬の昼12時	冬の夕18時	
	風速	8m/秒			8m/秒			
	最大震度	震度6強			震度7			
人的被害	死者	33人	336人	273人	7,649人	6,296人	9,641人	
	原因別	建物被害等	33人	333人	271人	6,927人	4,972人	5,378人
		地震火災	0人	1人	1人	540人	1,138人	4,081人
		急傾斜・落下物・ブロック塀	0人	1人	1人	183人	186人	183人
	負傷者	916人	12,858人	10,364人	138,804人	134,854人	147,611人	
	(うち重症者)	(127人)	(1,679人)	(1,355人)	(18,073人)	(18,267人)	(21,893人)	
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	905人	12,822人	10,333人	133,140人	126,530人	125,964人
		地震火災	1人	24人	20人	1,725人	4,381人	17,709人
		急傾斜・落下物・ブロック塀	11人	13人	12人	3,939人	3,943人	3,938人
		屋内収容物の移動・転倒	41人	657人	525人	6,167人	6,665人	6,211人
物的被害	建物被害(全壊)	835棟	835棟	835棟	116,224棟	116,224棟	116,224棟	
	建物被害(半壊)	1,775棟	1,775棟	1,775棟	329,484棟	329,484棟	329,484棟	
	焼失棟数	1棟	2棟	2棟	21,240棟	54,417棟	201,249棟	
	ライフライン	電力施設(停電率)	31.5%	31.5%	31.5%	11.9%	12.9%	17.6%
		通信施設(不通率)	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	2.6%	7.6%
		ガス施設(支障率)	83.1%			26.8%		
		上水道施設(断水率)	52.0%			34.5%		
下水道施設(被害率)	28.8%			23.0%				
その他	帰宅困難者の発生	—	501,355人	501,355人	—	4,714,314人	4,714,314人	
	避難者の発生(ピーク時)	11,072人	11,076人	11,076人	2,656,898人	2,788,191人	3,385,489人	
	避難生活者数	7,197人	7,199人	7,200人	1,726,984人	1,812,324人	2,200,568人	
	エレベータ閉じ込め台数	645台	645台	645台	7,008台	7,096台	7,473台	
	災害時要援護者死者数	13人	7人	7人	3,654人	2,934人	4,921人	
	自力脱出困難者	324人	4,417人	3,563人	60,844人	56,531人	56,666人	
	震災廃棄物	60万t	60万t	60万t	3,882万t	3,957万t	4,289万t	

※ 小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。

※ 参考資料「首都直下型地震等による東京の被害想定(平成24年4月)」

第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田
第2章 千代田区の被害想定

第3章 減災のための施策目標

千代田区地域防災計画（平成19年修正）では、「地域防災力の向上」と「帰宅困難者対策の充実」の2つを災害対策上の重要課題としてとらえ、10項目の減災施策目標（地域防災組織の育成・充実、備蓄の向上等）を掲げてこの実現に向けて取り組んできた。

今回、東京都地域防災計画（平成24年修正）では、新たに次の減災目標を掲げ、これを10年以内に達成するとしている。

- ・死者を約6,000人減少させる。（約6割）
- ・避難者を約150万人減少させる。（約4割）
- ・建築物の全壊棟数を約20万棟減少させる。（約6割）

区では、これに、千代田区の重要課題のひとつである「帰宅困難者対策」の視点も加え、上位計画である都の減災目標達成に資する区の施策を、「減災のための施策目標」として組み直した。区は、それぞれの減災効果の発現に向けて、17項目（再掲含む）の対策を計画的に推進していく。

第1節 死者数の減（防災・危機管理課）

【減災のための施策目標】

【減災効果(5年後)】

死者数減少への施策目標

- ①建築物等の耐震化促進
- ・耐震改修促進計画の進行管理
耐震化率 H27年度まで
(1)住宅95% (2)特定建築物90% (3)公共施設100%
- <耐震関連助成制度>
- 建築物の耐震診断助成
 - 住宅付建築物の耐震改修助成
 - マンション等の耐震促進（耐震診断・補強設計・耐震改修・アドバイザー派遣）
 - 木造住宅耐震促進（耐震診断・耐震改修）
 - 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震促進（耐震診断・補強設計・耐震改修）
 - ・橋梁・河川の耐震改修、補修 15橋
 - ・電線類地中化
- ②家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進
- ・家具転倒・落下・移動防止器具の取付け実施世帯 47.1% (H24) ⇒60%
- ③救出・救護体制の強化
- ・災害時要援護者対策
要援護者見守り支援協定の締結 H27年度まで80件
福祉避難所の整備
 - ・マンションAED貸与 各年度5件
 - ・医療救護体制の充実、医療資器材・医薬品等の整備
 - ・事業所と地域との連携強化
 - ・防災訓練、救命講習等による救出救護能力の向上
- ④普及啓発活動の推進
- ・ほりばた塾の実施、防災講演会の開催、防災パンフレットの発行、防災ホームページの充実
 - ・起震車の運行 各年度1万人体験
 - ・事業所に対する災害対策の啓発指導

◆死者数の減

- ・建築物の安全性向上の促進
- ・救出・救護体制の強化
- ・普及啓発の推進

第2節 避難者の減（防災・危機管理課）

【減災のための施策目標】

【減災効果(5年後)】

避難者数減少への施策目標

- ⑤建築物等の耐震化促進（再掲）
- ⑥家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進（再掲）
- ⑦各家庭における物資の備蓄の推進
3日分の物資を備蓄している家庭 32.9%（H24）⇒60%
- ⑧地域の防災対応力の向上
地域防災組織に対する補助金交付 各年度 30件
地区別防災訓練の実施 各年度 10回
- ⑨高層住宅における防災対策の推進
 - ・マンション防災計画の策定支援 各年度 10件
 - ・マンション防災訓練の支援 各年度 3回
 - ・マンションの安全安心居住助成の利用促進
 - ・エレベーターの早期復旧（「1ビル1台」復旧ルールの徹底）
- ⑩ライフラインの早期復旧
 - ・関係機関と連携・協力し、応急復旧を迅速化
- ⑪情報提供手段の充実
 - ・新たな情報提供ツールの導入、多様な情報提供手段の確保

◆避難者数の減

- ・建築物の安全性向上の促進
- ・自助、協力の推進
- ・情報通信の確保

第3節 建物の全壊棟数の減（防災・危機管理課）

【減災のための施策目標】

【減災効果(5年後)】

建築物の倒壊棟数・出火件数減少への施策目標

- ⑫建築物等の耐震化の推進（再掲）
- ⑬火災対応力の強化
 - ・消防団への入団促進、装備の充実
 - ・消防訓練による初期消火力の強化
 - ・消火器の地域配備及び管理

◆**建物の全壊棟数の減**
・建築物の安全性向上の
促進

第4節 帰宅困難者数の減（防災・危機管理課）

【減災のための施策目標】

【減災効果（5年後）】

帰宅困難者数減少への施策目標

- ⑭事業所の災害対策の促進
 - ・3日分の物資備蓄の徹底
 - 事業所に対する物資等購入補助金の交付 各年度60件
 - 3日分の物資を備蓄している事業所数 31%（H22）⇒50%
- ⑮情報提供手段の充実（一部再掲）
 - ・新たな情報提供ツールの導入、多様な情報提供手段の確保
 - （1）防災行政無線小型スピーカーの設置
 - （2）デジタル式無線機の増配備等
- ⑯普及啓発活動の推進（再掲）
- ⑰その他帰宅困難者対策
 - ・帰宅困難者対策地域協力会の支援 年1回以上の防災訓練の実施推進

- ◆**帰宅困難者数の減**
- ・事業所の災害対策の促進
 - ・普及啓発の推進
 - ・情報通信の確保

第4章 区民及び事業者の基本的責務（防災・危機管理課・消防署）

災害時における区民や事業者の役割を整理し、日ごろから区と区民や事業者との連携・協働活動を推進する。

区 分	とるべき措置
区 民	区民は、災害の予防と減災のため、相互に協力するとともに、区が行う防災事業に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
事 業 者	事業者は、区その他の行政機関が実施する防災事業に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害の予防と減災のため最大の努力を払わなければならない。

第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田
第4章 区民及び事業者の基本的責務

第5章 防災機関の役割

災害時における防災機関の役割を整理し、日ごろから区と防災機関との連携・協働活動を推進する。

千代田区及び区の地域における防災関係機関が防災に関して処理する業務及び区民・事業所に対してとるべき措置は、おおむね次のとおりである。
なお、本来業務に密接するものについては、当該機関が処理する。

第1節 千代田区(全部局)

(1) 震災応急期間

発災から72時間までの震災応急期間における千代田区の業務は、災害対策本部が行う応急対策業務とBCP(事業継続計画)を定めて行う停止や休止のできない通常業務に大別される。

ア 災害対策本部が行う応急対策業務

本部に設置される各班ごとに定められた担当業務を行う。

※第3部第1章第3節5職員の配置及びサービス 参照

イ BCP(事業継続計画)を定めて行う停止や休止のできない通常業務

BCPで定められるレベル3事業については、発災後も通常通りの業務を行う。

※第2部第8章第2節 参照

(2) 復旧・復興期間

発災から72時間が経過し震災応急期間が終わった後の千代田区の業務は、平常時の各組織別の対応に順次移行していく。

復旧・復興期間の各組織の業務は以下のとおりである。

第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田

第5章 防災機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
環 境 安 全 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関する事。 2 災害対策本部の運営に関する事。 3 災害対策活動の調整に関する事。 4 道路公園課に対する支援（道路等被害状況の把握、道路等障害物の除去、道路、橋梁及び他所管施設の復旧）。 5 関係団体との連絡調整に関する事。 6 災害地の清掃に関する事。 7 がれき及びし尿処理に関する事。 8 震災対策、復旧・復興計画全般に関する総合調整に関する事。
政 策 経 営 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関する事。 2 庁有車の管理及び雇上げ車両等の配車に関する事。 3 避難所、収容施設等の設営・建築及び復旧に関する事。 4 被災外国人に対する相談・広報活動及び大使館との連絡調整に関する事。 5 災害広報に関する業務に関する事。 6 職員の連絡体制に関する事。 7 庁舎の保全及び来庁者の保護に関する事。 8 被災者に対する相談活動に関する事。 9 寄付金の受領に関する事。 10 災害対策関係の予算全般に関する業務に関する事。 11 区有施設の被害の集約、応急復旧及び修繕に関する業務に関する事。
区 民 生 活 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関する事。 2 出張所との連絡調整に関する事。 3 応急食料及び応急給水の調達・輸送に関する事。 4 遺体収容所の運営に関する事。 5 義援救援物資の受領及び支給に関する事。 6 義援金の受領に関する事。 7 被災者の調査及びり災証明に関する事。 8 融資等、中小企業復旧対策に関する事。 9 被災文化財の調査に関する事。

第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田
第5章 防災機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
保 健 福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関すること。 2 災害時要援護者に対する保護及び支援に関すること。 3 ボランティア受入に関する総合調整に関すること。 4 NGO、NPO等の民間団体との連絡調整に関すること。 5 福祉避難所の設置及び運営に関すること。 6 被災者生活再建支援制度の運用に関すること。
千代田保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関すること。 2 医療救護所等の設置及び管理運営に関すること。 3 医療資機材、医薬品等の調達に関すること。 4 防疫活動及び保健衛生活動に関すること。 5 医療機関等との連絡調整に関すること。 6 食品衛生及び環境衛生の監視に関すること。 7 動物（ペット等）の収容、保護に関すること。
まちづくり推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関すること。 2 区有施設以外の被害の集約に関すること。 3 区有施設以外の被災建築物応急危険度判定業務に関すること。 4 応急仮設住宅の設置及び運営に関すること。 5 都市復興に関する業務に関すること。 6 交通規制情報の把握に関すること。 7 道路等障害の除去に関すること。 8 応急土木資材、労力の調達及び運用に関すること。 9 道路、橋梁及びその他所管施設の復旧に関すること。 10 水防活動及び情報収集に関すること。 11 水防機関との連絡調整に関すること。 12 がれき処理に関すること
会 計 室	災害対策に関する出納事務に関すること。
子ども・教育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関すること。 2 避難所運営協議会との連絡調整に関すること。 3 こども園、保育園、児童館等との連絡調整に関すること。 4 学校（園）との連絡調整（児童・生徒・教育活動）に関すること。 5 園児等の保護・帰宅指導に関すること。 6 園児・児童及び生徒の保護に関すること。 7 応急保育及び被災児童等の保護に関すること。 8 臨時保育所、児童館の開設・運営に関すること。 9 応急教育に関すること。
選挙管理委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における情報伝達及び職員の動員に関すること。 2 災害時における他の部の支援に関すること。
監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における情報伝達及び職員の動員に関すること。 2 災害時における他の部の支援に関すること。
区議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会活動に関すること。 2 議会内における情報伝達及び職員の動員に関すること。

第2節 都の機関(第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署)

機関の名称	事務又は業務の大綱
水道局中央支所 (含千代田営業所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の保全に関すること。 2 応急給水に関すること。
第一建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路及び橋梁の保全に関すること。 2 水防について、情報を連絡し、資器材及び技術的な援助を与える等、その調整に関すること。 3 河川及び道路等における障害物の除去に関すること。
東京都交通局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都営交通の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
警察署 (警視庁第一方面本部・麴町・丸の内・神田・万世橋)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 4 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 5 死体の調査等及び検視に関すること。 6 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麴町消防署 神田消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。
丸の内消防団 麴町消防団 神田消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 人命の救助及び救急に関すること。 3 地域住民の防災指導に関すること。
下水道局 中部下水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関すること。

第3節 指定地方行政機関（東京国道事務所）

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	<ol style="list-style-type: none">1 管轄する道路についての工事計画及び管理に関すること。2 防災上必要な訓練、災害に関する施設及び設備の整備、災害危険区域の選定又は指導、災害の予防に関すること。3 伝達、災害に関する情報の収集・伝達及び広報、災害活動の指導、災害時における交通の確保、災害時における応急工事等災害応急対策に関すること。

第4節 指定公共機関(東京電力、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、日本郵便)

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便	1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業の業務運行の確保に関する こと。 2 災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱いに関する こと。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄付金送付用郵便振替の料金免除 (5) 郵便貯金業務の非常取扱い (6) 簡易保険業務の非常取扱い
NTT東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する こと。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
JR東日本	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の安全保安に関 すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸 送の協力に関すること。
東京電力	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
首都高速	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東京ガス	1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安 全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。

第5節 指定地方公共機関（東京地下鉄、首都圏新都市鉄道）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京地下鉄株式会社 (大手町駅務管区)	<ol style="list-style-type: none">1 鉄道施設等の安全確保に関すること。2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。
首都圏新都市鉄道株式会社 (秋葉原駅)	<ol style="list-style-type: none">1 鉄道施設等の安全保安に関すること。2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

第6節 公共的機関（区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会）

機関の名称	事務又は業務の大綱
地区医師会 （千代田区医師会・神田医師会）	1 医療及び救護活動に関すること。 2 被災地防疫に関すること。 3 保健衛生への協力に関すること。 4 医療救護情報の提供に関すること。
地区歯科医師会 （丸の内歯科医師会・麴町歯科医師会・千代田区歯科医師会）	
地区薬剤師会 （千代田区薬剤師会）	